

平成26年4月10日開催

# 議 事 録

田辺市農業委員会

田辺市農業委員会議事録

平成26年4月10日(木) 午後2時 田辺市役所別館 3階 大会議室

農業委員数39名

出席者33名

1番 峯 宏好	2番 玉置 俊裕	3番 山本 芳雄	4番 浅井 洋司
5番 市橋 宗行	6番 向日 一義	7番 前田 登	
9番 船本 幸雄	10番 丸屋 弘吉	11番 小谷 清雅	
13番 山下 繁一	14番 中山 敏久	15番 瀧本 和明	16番 杉若 陽一
17番 泉 雅行	18番 坂本 一馬	19番 横尾 泰行	20番 小山 茂廣
21番 那須 京子	22番 那須 克	23番 上森 力	
25番 玉置 伸	26番 鈴木 直孝	27番 溝口 健治	
29番 坂本 茂久	30番 松窪 俊英	31番 岡上 達	32番 長嶺 博司
33番 川井 洋之	34番 中村 洋子	35番 矢敷 勇氣男	36番 松本 忠巳
37番 峯園 五郎			

欠席者 8番 森 敦孝 12番 田和 芳雄 24番 原 さだ  
28番 上中 悠司 38番 石谷 強 39番 蔭地 明一

事務局 局長 愛須 誠 農地係長 小倉 淳志 主査 松平 忠敏

会議録署名委員 33番 川井 洋之 34番 中村 洋子

議長

皆さん、こんにちは。4月になりまして気候も良くなってきたところであり、農作業も梅の消毒とかミカンの剪定等、大変忙しい時期でございますけれども、ご出席をいただきましてありがとうございます。4月1日で国の目玉の農政であります中間管理機構の設立も、和歌山県の農業公社のほうに設立をされたという事で、全国で39の都道府県で設立されたという事でもありますけれども、それから後の田辺市へ来た段取りとか、我々農業委員会がどのように携わっていかないといけないかは、今のところ検討中という事で、またその内に、皆さん方をお願いすることがあるかと思いますが、よろしく願い申し上げたいと思います。また、我々も4月17日、18日と岡山県の方へ研修旅行も予定しておりますので、総勢26名の予定でございますので体調管理も十分にされて、ご出席のほどよろしく願いしたいと思います。今申し上げましたように4月1日付けで人事異動という事で、産業部又は農業振興課で異動がございました。今日は、那須部長さん以下、ご挨拶にみえていただいておりますので、それぞれ自己紹介方々、皆さん方にご挨拶をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

那須 部長

皆さん、こんにちは。只今、会長からご紹介ありましたように、4月1日付けで産業部長を拝命いたしました那須でございます。皆さん方には4年間と言う長い間、田辺市の農業振興という事で大変なお世話をいただきました。本当に有難うございました。今後も引き続き産業部長として農業を中心とした産業力の強化に努めてまいりますので、今後とも引き続きよろしく願いを致します。

北川 課長 皆さんこんにちは、農業振興課長を拝命いたしました北川と申します。私につきましては、本年の3月いっぱいまで農業振興課の中の梅振興室でお世話になっていました。改めて本年4月から農業振興課という事で、更に皆さんにお世話になることと思います、よろしくお願ひ致します。農業振興課内の職員を私の方から紹介させていただきたいと思ひます。梅振興室長の広畑です。

廣畑 室長 広畑です。よろしくどうぞお願ひします。

北川 課長 それから上野が担当しておりましたが、上野がやすらぎ対策課にかわりまして、その後任、新人の黒野でございます。

黒野 事務員 黒野です。よろしくお願ひします。

北川 課長 お二人、農業振興課に来てございますので、よろしくお願ひします。それから利用権設定の関係で、窓口として今回かわりました尾崎と福田です。

福 田 福田です。よろしくお願ひします。

北川 課長 農業委員会のほうで、またいろいろとお世話になると思ひますので、よろしくお願ひします。尾崎から一言ご挨拶いたします。

尾崎 主査 2年間、利用権設定の報告をさせていただきましたが、今回担当もかわりまして、後任に引き継ぐことになりまして、今度は新規就農のほうの担当になりましたので、またよろしくお願ひします。後任は黒野と福田でさせていただきます事になっておりますのでよろしくお願ひします。

北川 課長 新しいメンバーでやってまいりますので、どうぞよろしくお願ひします。

会 長 はい、どうも有難うございました。今後ともよろしくお願ひ申し上げます。それでは、本日の欠席委員さんは、8番の森敦孝委員さん、12番の田和芳雄委員さん、24番の原さだ委員さん、28番の上中悠司委員さん、38番の石谷強委員さん、39番の蔭地明一さんの6名の委員さんから欠席の届が出ております。また、23番上森力職務代理は少し遅刻をすると連絡があり、今こちらへ向かって来ています。報告させていただきます。それでは、早速でございますけれども、関連がございますので報告第3号を先にさせていただきます。それでは、報告第3号農地使用貸借契約の合意解約通知について、を上程させていただきます。それでは事務局の説明をお願ひ申し上げます。

松平 主査 13ページをお願ひ申し上げます。報告第3号農地使用貸借契約の合意解約通知です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は668㎡、他2筆、合計面積は1,945㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の合意解約をした日は平成26年3月5日です。理由は農業経営基盤強化促進法により第三者に貸すためです。以上1件報告申し上げます。

議 長 報告第3号について、ご意見、ご質問ございませんか。  
(なしの声あり。)

議 長 ないようでございますので、報告第3号、報告とさせていただきます。それでは申し遅れましたが、本日の会議録署名委員に、33番の川井洋之委員さん、34番の中村洋子委員さん、よろしくお願ひをいたします。続きまして、農用地利用集積計画の合意解約、田辺市農業経営基盤強化の促進

に関する基本的な構想による利用権の設定の申し出がございますので、事務局の説明をお願い申し上げます。

皆様こんにちは、それでは農用地利用集積計画の合意解約のほうから説明させていただきます。1番、〇〇〇字〇〇〇〇、田の1, 269㎡、他6筆、合計面積は7, 319㎡です。貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の合意解約をした日は、平成26年3月17日です。2番、〇〇〇字〇〇〇〇、田の779㎡、他1筆、合計面積は1, 753㎡です。貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の合意解約をした日は、平成26年3月26日です。以上、2件報告させていただきます。続きまして、平成26年3月議案で利用権設定の報告させていただいた件の変更について報告させていただきます。3月議案の整理番号27番で報告させていただきました、〇〇〇字〇〇〇〇、他3筆、畑の4, 806㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の梅、年間10万円持参払い、期間は平成26年4月1日から平成31年3月31日、更新とありましたが、終期を平成32年3月31日に1年間延長して変更しましたのでよろしくお願いいたします。続きまして4月議案の利用権設定について説明させていただきます。1番、〇〇〇字〇〇〇〇、他3筆、畑の1, 141㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の野菜、年間1万円口座払い、期間は平成26年5月1日から平成31年4月30日の更新です。2番、〇〇〇字〇〇〇〇、他4筆、畑の4, 168㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の野菜と梅、期間は平成26年5月1日から平成36年4月30日の新規です。3番、〇〇〇字〇〇〇〇、他1筆、畑の979㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は平成26年5月1日から平成30年4月30日の新規です。4番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の909㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は平成26年5月1日から平成46年7月31日の新規です。5番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の694㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は平成26年5月1日から平成32年7月31日の新規です。6番、〇〇〇字〇〇〇〇、田の832㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の野菜、期間は平成26年5月1日から平成32年4月30日の新規です。7番、〇〇〇字〇〇〇〇、他1筆、畑の10, 119㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の野菜、年間5万円口座払い、期間は平成26年5月1日から平成28年3月31日、更新です。8番、〇〇〇字〇〇〇〇、田の1, 558㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の水稻、年間2万円口座払い、期間は平成26年5月1日から平成27年3月31日、更新です。9番、〇〇〇字〇〇〇〇、他4筆、田の4, 259㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の野菜、期間は平成26年5月1日から平成32年4月30日、新規です。10番、〇〇〇字〇〇〇〇、他1筆、田の1, 411㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸

借の水稲、年間米1、5俵持参払い、期間は平成26年5月1日から平成27年4月30日の更新です。11番、〇〇〇字〇〇〇〇、他2筆、畑の1、945㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の梅、年間2万円口座払い、期間は平成26年5月1日から平成36年4月30日の新規です。12番、〇〇〇字〇〇〇〇、他1筆、田の1、753㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の水稲、年間米1、5俵持参払い、期間は平成26年5月1日から平成29年3月31日の新規です。13番、〇〇〇字〇〇〇〇、他8筆、畑の3、675㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃借の梅、年間5万円持参払い、期間は平成26年5月1日から平成31年8月31日の新規です。14番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の1、241㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は平成26年5月1日から平成31年8月31日の新規です。15番、〇〇〇字〇〇〇〇、他2筆、畑の2、283㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借のさつまいも、期間は平成26年5月1日から平成29年4月30日の更新です。16番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の2、812㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は平成26年5月1日から平成32年7月31日の新規です。17番、〇〇〇字〇〇〇〇、他1筆、畑の1、947㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借のみかん、期間は平成26年5月1日から平成31年4月30日、新規です。18番、〇〇〇字〇〇〇〇、他6筆、田の6、813㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稲と梅、期間は平成26年5月1日から平成36年4月30日、新規です。19番、〇〇〇字〇〇〇〇、他7筆、田の2、074㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の野菜、期間は平成26年5月1日から平成31年4月30日、新規です。20番、〇〇〇字〇〇〇〇、他4筆、田の1、725㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稲、期間は平成26年5月1日から平成32年4月30日、更新です。21番、〇〇〇字〇〇〇〇、他4筆、田の1、440㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稲、期間は平成26年5月1日から平成31年3月31日の更新です。22番、〇〇〇字〇〇〇〇、田の910㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稲、期間は平成26年5月1日から平成36年12月31日の新規です。23番、〇〇〇字〇〇〇〇、田の5、714㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の梅、年間5万円口座払い、平成26年5月1日から平成36年7月31日の新規です。24番、〇〇〇字〇〇〇〇、他6筆、畑の9、609㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は平成26年5月1日から平成56年7月31日の新規です。合計24件、79筆、70,011㎡、貸手24名、借手20名です。この24件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 はい。有難うございます。それでは説明をいただきました順番にご審議をお願いすると、〇〇〇〇委員さんと〇〇〇〇委員さんの案件がございますので、それを除いて逐条審議をお願い申し上げます。それでは、利用権の合意解約についてご意見、ご質問ございませんか。  
(なしの声あり。)

議 長 無いようでございますので、報告とさせていただきます。続きまして、3月の議案の中で、利用権の日程変更についてご審議をお願い申し上げます。27番。

〇〇番 委員 はい、〇〇番です。これは以前やった分で、ただ期限を1年延ばすというだけで、問題はないと思います。

議 長 はい、それでは続きまして、1番。

〇〇番 委員 はい、〇〇番です。1番につきましては更新でもあり異議ございません。

議 長 はい、2番。

〇〇番 委員 〇〇番です。2番から6番まで異議ございません。

議 長 はい、7番。

〇〇番 委員 〇〇番です。7番、8番いずれも更新でございます。異議ありません。

議 長 はい、9番。

〇〇番 委員 〇〇番です。〇〇〇〇さんの土地を長い間、親戚の同じ〇〇〇〇さんという方が作られていたんですけども、高齢で耕作が困難という事になりました。同じ地区内にあります絆さんが借りてくれる事になりました。異議ございません。

議 長 はい、10番。

〇〇番 委員 〇〇番です。10番について異議ございません。

議 長 はい、11番。

〇〇番 委員 〇〇番です。この〇〇〇〇は〇〇〇なので〇〇〇の担当委員さんに報告していただくのが本当なんですけども、貸主が〇〇〇という事でちょっと時間をいただきたいと思います。この、何で〇〇〇〇かといいますと、2年前にこの〇〇〇〇さんのみかん畑が、実がなったままの状態でも販売も出来ないという状態であったところ、〇〇〇〇に収穫して販売の依頼をしたところ快く販売していただきまして、そういう事でその畑も賃貸借すると、今回、〇〇〇〇さんがいよいよ入院されて、畑が出来ないので、〇〇〇〇さんのほうから〇〇〇〇に依頼があったみたいです。何ら問題ございません。

議 長 はい、12番。

〇〇番 委員 〇〇番です。12番について異議ございません。

議 長 はい、13番。

〇〇番 委員 〇〇番です。〇〇〇〇さんは〇〇〇の出身で、〇〇〇〇さんと同じ地区の人です。〇〇〇〇さんは若手で、畑を一生懸命にやっていたんですが、改植かけた時に収量が減るという事で、畑を探していたらしいんです。それで、借りるようになったという事で、何ら問題ありません。

議 長 はい、14番。

〇〇番 委員 〇〇番です。これは旦那さんが亡くなりまして、奥さんがよう作らんとい

う事で異議ございません。

議 長 はい、15番。  
 ○○番 委員 ○○番です。更新でもあり、また○○○○君は意欲的にやってもらっています。問題ありません。

議 長 はい、16番。  
 ○○番 委員 ○○番です。○○○○さんは少し体調がすぐれないという事で、○○○○さんは新規就労者で異議ございません。

議 長 はい、18番。  
 ○○番 委員 ○○番です。先程、合意解約がありましたけども、○○○○さんの旦那さんが事故で3年くらい前に亡くなられてまして、○○○○さんは○○○○さんと一緒に田圃を作っておりましたので、名義が変わっただけで異議ございません。

議 長 はい、19番。  
 ○○番 委員 ○○番です。○○番の○○○○委員さんから先程電話がありまして、異議ありませんと伝えてくださいとの事です。

議 長 はい、20番。  
 ○○番 委員 ○○番です。更新で異議ございません。

議 長 はい、21番。  
 ○○番 委員 ○○番です。更新でありまして異議ございません。

議 長 はい、23番。  
 ○○番 委員 ○○番です。これは奥さんが○○○出身で、農業委員会に使用貸借ないかと相談のあった件でございます。○○○○委員さんからの報告では異議がないとの事でございます。○○番ですが、○○○○委員さんも言っていたんですが、使用期間が長いけど本人が了承しているという事で異議ないという事であります。

議 長 はい、以上23件異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。

議 長 それでは○○○○委員さん退席お願い申し上げます。  
 (○○○○委員退席)

議 長 はい、続きまして17番。  
 ○○番 委員 ○○番です。17番について異議ございません。

議 長 はい、17番異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。  
 (○○○○委員着席)

議 長 続きまして○○委員さん退席お願い申し上げます。  
 (○○○○委員退席)

議 長 はい、22番。  
 ○○番 委員 ○○番です。この○○○○さんは○○委員の隣に田があるので、作ってほ

しいという事で異議ございません。

議長 はい、22番1件異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議長 はい、それではそのようにさせていただきます。  
(〇〇〇〇委員着席)

議長 それでは本日の議案は、議案第1号農地法第3条申請について、議案第2号農地法第4条申請について、議案第3号農地法第5条申請について、議案第4号農地等売渡あつせん申出について、議案第5号事業計画変更申請(農地法第5条)について、報告第1号農地法施行規則第32条第1項第1号による届出について、報告第2号農地法第18条第6項の規定による通知について、を上程させていただきます。それでは議案第1号農地法第3条申請について、事務局の説明をお願い申し上げます。

松平 主査 1ページをお願いします。議案第1号農地法第3条申請を説明させていただきます。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、面積は63㎡です。譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、贈与です。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑で、面積は585㎡、他9筆、合計面積は登記簿18,469㎡の内18,356㎡です。譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、贈与です。3番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、面積は1,090㎡です。貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、2分の1の贈与です。4番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は306㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借権の設定で期間は11年間です。経営移譲年金関係で使用貸借の契約を結びます。5番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は8,46㎡です。譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買。6番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は21㎡です。譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、贈与。7番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は39㎡です。譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、持分2分の1、〇〇〇、〇〇〇〇、持分2分の1、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、贈与。8番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は68㎡です。譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、持分2分の1、〇〇〇、〇〇〇〇、持分2分の1、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、贈与。9番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は73㎡です。譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、贈与。5番から9番につきましては、〇〇〇の前の土地で、以前形状変更を行った土地で、それに伴う形を整理したいという事で交換するという事です。10番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は2,091㎡です。譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。11番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、面



積は221㎡、他1筆、合計面積は270㎡です。譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。12番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は514㎡、他1筆、合計面積は1,244㎡です。譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、贈与です。以上12件について書類を審査したところ、常時従事、全部耕作、周辺農地への影響等、農地法第3条第2項の許可できない要件には該当していませんので、許可の要件を充たしていると判断いたします。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議 長  
〇〇番 委員  
それでは逐条審議をお願い申し上げます。1番。  
はい、〇〇番です。この田圃は譲受人の方が小作しておった訳ですけども、ちょうど高速道にかかりまして、63㎡の三角形の小さい田圃になってしまったと、田圃の傍は〇〇〇〇さんの畑でありますし道から1m下がっていますので、〇〇〇〇さんが〇〇〇〇さんに贈与するらしいです。異議ありません。

議 長  
〇〇番 委員  
はい、2番。  
はい、〇〇番です。この〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんは親子でございます。異議ありません。

議 長  
〇〇番 委員  
はい、3番。  
〇〇番です。3番について異議ございません。

議 長  
〇〇番 委員  
はい、4番。  
〇〇番です。これも親子で異議ありません。

議 長  
〇〇番 委員  
はい、5番。  
〇〇番です。これは6番、7番、8番、9番の区画を整理するための入れはめの中で、道を付けるのに中途半端な土地が出てきたみたいで、それを〇〇〇〇さんが買いましょうという事で、真直ぐな道を付けるようになったので、だから5番もこの6番、7番、8番、9番と関連がある訳です。以上これは全く異議ありません。

議 長  
〇〇番 委員  
5番、6番、7番、8番、9番まで異議なしとの事ですね。はい、10番。  
〇〇番です。異議ございません。

議 長  
〇〇番 委員  
はい、11番。  
〇〇番です。異議ございません。

議 長  
〇〇番 委員  
はい、12番。  
〇〇番です。異議ございません。

議 長  
〇〇番 委員  
はい、以上3条申請12件とも異議なしとのことです。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員  
異議なし。

議 長  
はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして、関連がございますので、議案第5号事業計画変更申請（農地法第5条）について事務局の説明をお願い申し上げます。

小倉 係長  
10ページをお願いします。議案第5号事業計画変更申請、農地法第5条です。1番、土地の所在は、〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に雑種地、面積は登記簿が1,978㎡の内904.40㎡、他1筆、合計

面積は登記簿が1,994㎡の内920.40㎡です。当社計画の賃借人は〇〇〇、〇〇〇〇、事業内容は建築、建設資材置場です。変更後の計画は〇〇〇、〇〇〇〇、事業内容は分譲住宅4戸681.44㎡、道路238.96㎡です。理由は、当初、全体を資材置場で計画し着工しましたが、北側隣接者との間に擁壁工事の追加等もあり、工事費が大幅に増え支払が困難となったため、計画を再考した結果、一部を分譲住宅に変更し売却して資金に充てざるを得なくなり、計画変更を決断しました。でございます。事業計画変更申請、農地法第5条以上1件、ご審議の程よろしく申し上げます。

議 長

はい、ありがとうございます。現地調査は、当初計画の時に現場を見て回っております。今回現地調査は出来ておりませんが、これに至るまでの経過という事で、局長のほうからご説明を申し上げたいと思います。

愛須 局長

この申請地につきましては、この2年間の間で計画が2転3転しております。その関係で整理しておく必要があるので、申請者と面談をしまして経過を聞いております。それによりますと、まず2年前の6月に農振除外の申請がありました。この時はアパートを建設するという事で農振除外があったわけですが、結果的に資金、融資が借りれなかったという事で申請を取り下げております。その年の10月に、今度は田から畑へ変更するという事で申請があつて承認しております。しばらく作られておったようですが、明るる年の2月にご病気で入院された事もあり、これ以上作るの難しいという事で、2月にまた農振除外の申請がありました。この時は今の資材置場に転用するという事でありまして、その年の10月まで農振除外がかかりまして、農転の申請が10月にありまして、12月に農転が許可されております。資材置場という事で、2月の半ばに工事が一旦完了したわけですが、その後、都市計画課のほうへ一部宅地に変更するという申請がありましたので、いったいどうなっているのかと事情を聞いたところ、資材置場としての工事に際して、隣接との間にコンクリートの擁壁を設置するとかで、相当工事費が高く付いてきたと、このままでは工事費を支払うことが出来ないという事で、資材置場の一部を宅地、分譲住宅に変更して売却して資金に充てたいという事で、結果的に全体が1,985㎡あるんですけども、その内の920㎡を分譲住宅で、今回計画変更して申請したという事で、また4条で出て来ますけども、本人さんは何度も変更して大変申し訳ない、ご迷惑をお掛けしておりますという事でありまして、事情はそういう事でありまして、その時々に必要な手続きは踏んできている、宅造の手続きも踏んできているという事です。そういった経過でございます。

議 長

はい、ありがとうございます。それでは逐条審議をお願い申し上げます。1番。

〇〇番 委員

はい、〇〇番です。今、局長から説明がありましたとおりの事を本人さんから聞いております。いろいろ止むを得ない事情もあったと思いますので、異議ございません。

議 長

はい、議案第5号事業計画変更申請（農地法第5条）1件異議なしとの事

でございます。そのように取り扱ってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。それでは、議案第2号農地法第4条申請について事務局の説明をお願い申し上げます。

小倉 係長 6ページをお願いします。議案第2号農地法第4条申請です。1番、土地の所在は、〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は548㎡です。所有者は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は、太陽光発電設備548㎡です。着工日、工事期間は許可の日より3か月以内、農用地の内外は平成26年2月17日に農用地区域から除外しています。隣接同意、水利同意共にございます。この土地は、山林と住宅地に囲まれた小集落の農地で、第2種農地です。2番、土地の所在は、〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が雑種地、現況は雑種地になっていますが畑に訂正をお願いします。面積は公簿面積1,978㎡の内904.4㎡、他1筆、合計面積は公簿面積1,994㎡の内920.4㎡です。所有者は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は、分譲住宅4戸205.36㎡、道路、駐車場715.04㎡です。着工日、工事期間は許可の日より12か月以内、農用地の内外は平成25年6月19日に農用地区域から除外しています。隣接同意、水利同意共にございます。この土地は、周囲を山林と川に囲まれた農地で、第2種農地です。3番、土地の所在は、〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、面積は公簿面積654㎡の内576㎡です。所有者は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は、住宅97.18㎡、物置、庭園、駐車場等478.82㎡です。着工日、工事期間は許可の日より6か月以内、農用地の内外は平成26年2月17日に農用地区域から除外しています。隣接同意、水利同意共に不要でございます。この土地は、過疎化の山村区域にある小集落の農地で、第2種農地です。以上3件につきまして、申請書、添付書類を審査しましたところ、農地法第4条第2項の許可できない要件に該当しないと判断します。第4条申請3件ご審議の程よろしく願い申し上げます。

議 長 はい、有難うございます。それでは、現地調査の代表委員のかたの所見を賜りたいと思います。1番。

〇〇番 委員 〇〇番です。8日に、愛須局長、小倉係長、それに〇〇〇〇委員と私の4人で現地調査に行って参りました。〇〇〇から〇〇〇の方へ言って参りまして、〇〇〇では梅がまだがくをかぶっている状態でございます。1番を発表させていただきます。これは〇〇〇で、〇〇集会場から東へ100mという場所でございます。ちょうど左側に墓がある状態の所でございます。東側が道路で畑、南側、西側、北側が畑に囲まれた状態でございます。ここの土地は放棄状態で、迷惑がかかるような状態でございますので、太陽光パネルという事で、雨水も自然浸透という事で問題はないかと思っております。2番につきまして、先程も報告してくれましたが、〇〇橋の東側という事で、既に造成されている状態でございます。排水は合併浄化槽並びに雨水を側溝へ流してそこから放流するという事で、これもかなり埋め立てに金が要った状態という事で、一部に住宅を建ててという事

で、これも問題がなかったかと思えます。3番目の〇〇〇の物件でございますが、これは〇〇〇の大きな鳥居から少し行った所の橋を渡った所にあります。現状は田圃でしたが、道より高い所の田圃でしたので排水は問題なかったと思えます。それから転用の理由として高齢になった母の世話をするため、母親の家の隣へ自宅を新築したいという事でございます。排水は合併浄化槽処理という事で、雨水と共に前の道路の側溝へ流すという事で、排水に問題はなかったと思えます。全体的に見てこれは問題ないと事と思えます。以上でございます。

- 議 長 はい、有難うございました。それでは逐条審議をお願い申し上げます。1番。
- 〇〇番 委員 〇〇番です。1番について異議ございません。
- 議 長 はい、2番。
- 〇〇番 委員 〇〇番です。2番について異議ございません。
- 議 長 はい、3番。
- 〇〇番 委員 〇〇番です。〇〇〇〇さんから〇〇〇のため、今日は欠席すると連絡がありまして、異議がありませんので報告してくださいとの事でした。
- 議 長 はい、議案第2号農地法第4条申請3件異議なしとの事でございます。そのように取り扱ってよろしいでしょうか。
- 委員 全員 異議なし。
- 議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして議案第3号農地法第5条申請について事務局の説明をお願い申し上げます。
- 小倉 係長 7ページをお願いします。議案第3号農地法第5条申請です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は1,029㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は分譲住宅5棟333㎡、道路、駐車場等696㎡、着工日、工事期間は許可の日より12か月以内、農用地の内外は平成25年10月22日に農用地区域から除外しています。隣接同意、水利同意共にございません。周囲を山林と住宅地に囲まれた農地で、第2種農地です。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は198㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は分譲住宅1棟61.59㎡、道路、駐車場136.41㎡、着工日、工事期間は許可の日より12か月以内、農用地の内外は平成18年5月25日に農用地区域から除外しています。隣接同意、水利同意共にございません。周囲を山林と住宅地に囲まれた農地で、第2種農地です。3番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は1,618㎡です。譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は分譲住宅6棟406㎡、道路、駐車場1,212㎡、着工日、工事期間は許可の日より12か月以内、農用地の内外は平成25年10月22日に農用地区域から除外しています。隣接同意はございません、水利同意はございます。周囲を山と川に囲まれた農地で、第2種農地です。4番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況は雑種地、面積は169㎡、賃貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃借人は〇〇〇、〇〇〇〇、

使用目的及び規模は駐車場4台169㎡、着工日、工事期間は許可の日より1か月以内、農用地の内外は用途外です。隣接同意、水利同意は不要です。賃貸借期間は25年間です。始末書の添付がごございます。内容は、私は、県知事の許可が必要だと知らずに上記の農地に土砂を搬入し埋め立てを行い、駐車場として使用してしまいました。この事については誠に申し訳なく思っております。今後、この様な事がないように嚴重に注意致しますので、今回だけは、何卒寛大なる御配慮をお願いします。でございます。この土地は、都市計画用途地域内（第一種住居地域）にありますので、第3種農地です。以上4件につきまして、申請書、添付書類を審査しましたところ、農地法第5条第2項の許可できない要件に該当しておりません。農地法第5条申請以上4件ご審議の程よろしくお願ひ申し上げます。

議 長

はい、有難うございます。それでは、現地調査の代表委員のかたの所見を賜りたいと思います。1番。

〇〇番 委員

〇〇番です。先程、〇〇〇委員さんから説明のありましたように、私も8日に現地調査に同行させていただきました。当日の状況につきましては省略させていただき、早速、報告させていただきます。1番、2番は孫さんとおばあさんという関係で、同じ場所でございますので一括して報告させていただきます。申請場所は〇〇〇から北へ150m上ったところの市道沿いにあります。現況はミカンを作っておりまして、先程の説明にもありましたように、孫さんが県外に勤められており、おばあさんも高齢でミカンを作るのが難儀になったという事で、今回の分譲住宅という事で申請が上がっております。見たところ道よりも低い所にありまして、35cmから55cm盛土をする、そして中央に進入路を作ってその両サイドの排水路を作る予定であります。市道側、山側は法面で、北側については190cmのL型の擁壁をするということになります。190cmの擁壁をしたところで市道より少し下がるという状態になりました。排水につきましては、合併浄化槽で雨水と共に進入路の排水溝、また市道側に40cmの排水溝がございまして、山側には新しく新設したんでしょう60cmの新しい立派な排水溝を設けておりました。それに流すという事です。隣接同意、水利同意も得られておりますし何ら問題は無いと思います。

議 長

はい、3番は先月行きましたので、4番。

〇〇番 委員

〇〇番です。この場所は〇〇小学校から100m、ご存知だと思いますけども〇〇の所です。〇〇が保育所を作るという事で、現在駐車場にしていた所に新設する、その代わりに駐車場がなくなるので、この〇〇〇〇さんの土地をお借りして駐車場を作るという事です。この〇〇〇〇さんの土地は、現況は雑種地なんですけども、始末書もあるんですけども、今回駐車場にするためにこの農転の申請になっているという状況でございます。雨水につきましては自然浸透、大水が降った時には進入路の横に排水路がございました。こちらの方に流すんだという事です。周りは住宅ばかりで、何ら影響を及ぼすような問題ではないと思います。

議 長

はい、有難うございました。それでは逐条審議をお願い申し上げます。1番。

〇〇番 委員 〇〇番です。1番、2番については、現地調査委員さんの言うとおりの異議  
 ございません。

議 長 はい、3番。

〇〇番 委員 〇〇番です。3番については〇〇〇〇委員さんから今のところまだ進展が  
 ないということで、来月まで保留にしてほしいという事をお願いします。

議 長 はい、4番。

〇〇番 委員 〇〇番です。4番については、現地調査の所見どおりであります。現状は  
 もう既に、駐車場を長らく使っている感じはありましたけども、周囲に影響  
 があるとは思えませんので異議ございません。

議 長 はい、議案第3号農地法第5条申請、3番につきましては保留の物件であ  
 りましたけども、その後何ら進展がないという事で、再度保留という事  
 のご意見でございます。そういう事で1番、2番、4番については異議なし  
 との事で、3番については保留という事で、そのように取り扱ってよろし  
 いでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして議案第4号農  
 地等売渡あっせん申出について事務局の説明をお願い申し上げます。

小倉 係長 9ページをお願いします。議案第4号農地等売渡あっせん申出です。1番、  
 土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は1、  
 445㎡、他1筆、合計面積3,128㎡、作物は早生温州で10アール  
 当たり収穫量は2,000kg、希望価格は全体で300万円です。所有者は〇〇〇、  
 〇〇〇〇です。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目  
 は登記簿、現況共に畑、面積は3,263㎡、作物は梅で10アール当  
 たり収穫量は1,500kg、希望価格は全体で300万円です。所有者は  
 〇〇〇、〇〇〇〇です。農地等売渡あっせん申出、以上2件ご審議のほど  
 よろしくお願い申し上げます。

議 長 はい、それでは1番の案件につきましては、〇〇〇〇委員さんのご家族の  
 方でございますので、申し訳ございませんが〇〇〇〇委員さんご退席をお  
 願い申し上げます。  
 (〇〇〇〇委員退席)

議 長 それでは1番の物件につきまして、地元委員さんの状況説明をお願い申し  
 上げます。

〇〇番 委員 〇〇番です。〇〇〇の中のミカン畑で、梅畑の隣の良いミカン畑なのでよ  
 ろしくお願いします。

議 長 はい、1番につきまして、あっせんする事で異議ございませんか。

委員 全員 異議なし。

議 長 それでは、あっせん委員さんを私の方から指名させてもらってよろしいで  
 しょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 それでは、〇〇〇の物件でございますので、〇〇〇〇委員さん、それから  
 隣接地の〇〇〇の〇〇〇〇委員さん、それから隣接地で〇〇〇の〇〇〇〇  
 委員さん、この3名の方よろしくお願い申し上げます。

(〇〇〇〇委員着席)

- 議 長 続きまして上芳養の物件につきまして、地元委員さんの状況説明をお願い申し上げます。
- 〇〇番 委員 〇〇番です。この畑は、〇〇〇の谷の中腹で、また、〇〇〇を向いて小さい谷を上って行った所の山の中腹にありまして、この〇〇〇〇さんの畑は傾斜10度前後の3反余りの1枚畑でありますけども、日当たりも良いし条件は良いです。〇〇〇〇さんは手が回らないので畑の縮小を計りたいという事であっせんを申し出たという事でございました。ただ、相続登記が出来ていませんが、両親は亡くなって権利は姉さんと二人で、姉さんの了解も取っておるという事です。
- 議 長 はい、2番につきまして、あっせんする事で異議ございませんか。
- 委員 全員 異議なし。
- 議 長 それでは、あっせん委員さんを私の方から指名させてもらってよろしいでしょうか。
- 委員 全員 異議なし。
- 議 長 それでは、只今説明いただきました〇〇〇〇委員さん、〇〇〇〇委員さん、それから隣接地で〇〇〇の〇〇〇〇委員さん、この3名の方よろしくお願ひ申し上げます。続きまして、報告第1号農地法施行規則第32条第1項1号の規定による届出について、事務局の説明をお願い申し上げます。
- 松平 主査 11ページをお願い申し上げます。報告第1号農地法施行規則第32条第1項1号による届出です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は2,147㎡です。届出人は、〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は、農作業宿泊兼作業施設94.58㎡、転用面積も94.58㎡です。農地法施行規則第32条第1項1号による届出、以上1件報告申し上げます。
- 議 長 はい、この件につきましては、94㎡という事で届出案件でございます。ただ、この農地につきましては第1種農地という事で、第1種農地の原則不許可になるんですけども、その中に例外規定がございます。そういう事も含めて特別委員会を設置いたしまして、協議した経緯がございますので、その件につきまして局長からご説明をさせていただきます。
- 愛須 局長 特別委員会について説明。判断基準は、1、農地造成地入植者で耕作者限定。2、自家農園を将来とも維持管理し農業を営む上で必要な施設である。3、「農家宿舍兼作業用施設」という位置付け。4、隣接農地への影響がないこと、同意が得られること。5、住宅ではなく農業用施設として各所へ届出をする。そういう判断基準を持って置く必要がある。何れにしてもパイロットの入植者で農業専従者の宿舍、農園を耕作していくのに不可欠な農業用施設であるという押さえをしていくべき必要があると、特別委員会での結果になりました。
- 議 長 只今、局長から説明が会いましたように、この件につきましては特別委員会を設置いたしまして、説明にありましたようないろんな議論が交わされました。結果、判断基準と言う形の中で、農業用施設として認めていこうという事でありまして、この件につきましてご意見、ご質問

- ごぞいませんか。
- 〇〇番 委員 〇〇番です。農業の発展のために許可を下ろすというのは結構なことですが、安易に許可を下ろすとなってきた時に、条件をクリアして許可相当とみなした時に初めて許可していくというふうには、はっきり線を決めとかなないと収拾がつかなくなると思います。
- 議 長 今のような心配が当然ありましたので、特別委員会を設置して、きちっと審議をしたという事で、簡単に許可を出したわけではありません。その事をご理解いただきたいといます。3時間に及ぶ慎重な審議の中で、判断基準に基づいて、この場合はどうしても農地を守っていくという部分、我々は法令業務もありますけども振興業務も大事でありますので、受益者代表という部分も含めて、こういう結論を出したという事でありますので、ご理解いただきたいといます。他にご意見ごぞいませんか。
- 〇〇番 委員 税金面はどうなるのですか。
- 議 長 土地は農業用倉庫の税金になります。他にご意見ごぞいませんか。
- 〇〇番 委員 割合はどうなっていますか。
- 愛須 局長 一体で農舎という押さえなんです。全体で農舎という押さえをしていかないと仕方が無いのかなと、私らは考えています。
- 議 長 他にご意見ごぞいませんか。最終的には、農地を守るのも大切でありますけども、まず人を守らないと農業を守っていけないという時代の背景、時代の流れ、今後もこういう事が出てくることといます。きちっと、我々としての許可基準を押さえた上で、今後対応していくという部分も含めて、これで届出を受理していきたいという考えでございませんか、よろしくお願ひします。他にごぞいませんか。
- (なしの声あり)
- 議 長 異議なしと言う声もいただきましたので、報告第1号、報告とさせていただきます。続きまして、報告第2号農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局の説明をお願い申し上げます。
- 松平 主査 12ページをお願い申し上げます。報告第2号農地法第18条第6項の規定による通知です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、面積は779㎡、他1筆、合計面積は1,753㎡、賃貸人は、〇〇〇、〇〇〇〇、賃借人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の合意解約をした日は平成26年3月26日です。
- これにつきましては、先程の利用権の合意解約と同じものです。農地法第18条第6項の規定による通知以上1件報告申し上げます。
- 議 長 報告第2号の1件について、ご意見、ご質問ごぞいませんか。
- (なしの声あり。)
- 議 長 ないようでございませんか、報告第2号、報告とさせていただきます。それではその他の案件でございませんか。3月の県の農業会議に提出をいたしました4条2件、5条5件につきましてすべて無事答申されましたことをご報告申し上げます。続きまして地籍調査の結果について、伏菟野の一部、新庄町の一部、和田の一部、熊野の一部でございませんか。説明お願ひいたします。



小倉 係長 上伏菟野の一部、新庄町の一部、和田の一部、熊野の一部の地籍調査結果について報告する。

議 長 はい、只今の報告につきまして、ご意見ご質問ございませんか。  
(なしの声あり。)

議 長 ないようでございますので、報告をさせていただきます。続きまして、お手元のペーパーで農地の相談がございますので説明をお願いします。

事務局 農地を借りたいと依頼がありました。農地を貸したいという情報があれば、事務局まで連絡をお願いします。

6番 委員 先月も、農地の相談という事で、〇〇〇の〇〇〇〇さんから農地が欲しいという要望が出てあったと思うんですけども、状況を教えて欲しいんですけども。

松平 主査 〇〇〇〇さんの件につきましては、今のところ情報はありません。  
議 長 情報としておつなぎしますので、どうぞよろしく願い申し上げます。続きまして、年金の記録簿の件についてお手元に様式3があると思います。この件について説明をお願い申し上げます。

松平 主査 平成25年度農業者年金加入推進記録簿について説明。次の農業委員会で提出をお願いします。

議 長 農業者年金の加入推進という事で、日ごろ皆さんには大変お世話になっていることでございますけども、推進活動をしていただいた委員さんがございましたら、これに記入をして報告をお願い申し上げたいと思います。この件について、ご意見ご質問ございませんか。  
(なしの声あり。)

議 長 はい、それでは、我々は7月までの任期という事で、統一総選挙が行われます。まだ確定はしておりませんが、情報として日程関係を局長からご説明をさせていただきます。

愛須 局長 平成26年度田辺市農業委員会選挙関係予定表(案)について説明。  
議 長 この件について、ご意見ご質問ございませんか。  
(なしの声あり。)

議 長 ないようでしたら、17日、18日に予定しております研修旅行につきまして、もう一度確認という事で説明をさせていただきます。

小倉 係長 先進地視察について説明。  
議 長 只今の視察旅行関係で、ご意見ご質問ございませんか。  
(なしの声あり。)

6番 委員 この間テレビで、農業委員会の組織が農政において邪魔になるので、農業委員会を解散する地域が日本の中にあつたと放送していたので、農業委員会というのはいろいろな規制があるので、邪魔になるというか、やりたいことが出来ないの解散やというのをチラッと見たんですが、田辺あたりではそういう雲行きというのはないですか。

議 長 今のところ全く無いですよ。全国の諮問会議等の中で、有識者の方々が、JA改革も含めてそういう論議をされております。その中で農業委員会不要論が出てきている事はあるみたいですけども、それについては全国農業会議所が筆頭に、農業委員会は必要だと押し返しをしている部分がありま

す。政府としても中間管理機構なり、農地対策や農業改革について、いろんな形で農業委員が携わって欲しいという事になっているようです。

愛須 局長 農地と農家のある市町村は、農業委員会を置きなさいという法律になっているんです。全国で約1,300の市町村で設置されていますので、設置されていないのは、ほとんど農地の無い都市部の一部の市町村だけなんです。置かざるを得ないというところがあります。会長が言われましたように、経済界とか企業から見れば、農業法というのは規制が厳しいという事で、もっと緩和しろという意味で農業委員会や農地法に対する批判が厳しいんですけども、それはかなり誤解に基づくことがありまして、農水省もかなり反論しているところです。今すぐ解散してもよいという事には全くなっておりませんので、その辺はご安心いただきたいと思います。

議 長 他にご意見ございませんか。  
(なしの声あり。)

議 長 無いようでございますので、長時間に亘りまして慎重にご審議いただきまして有難うございました。忙しい時期でございますので、本日はこれで終了いたします。有難うございました。

午後4時17分終了

以上会議の顛末を記しその確認を証するため下記に署名する。

33番委員

34番委員

議 長